

## ○申請方法・申請期間編

**Q 添付書類の取得手続きに時間が要した場合、令和6年8月1日以降の提出になっても申請可能でしょうか。**

→原則不可です。申請受付締切は郵送必着ですので、時間に余裕を持ったの申請をお願いします。

**Q 事業所単位での申請は可能ですか。**

→不可です。法人においては、会社単位での申請が必要です。また、申請は1事業者につき、1回限りです。

**Q 複数車両所有しており、申請漏れがありました。再度申請は可能ですか。**

→不可です。申請は1事業者につき、1回限りです。

**Q 申請書類等の提出や事務局への相談をしたいのですが、どこに行けば良いですか。**

→来所による申請・相談はお受けしておりません。郵送による申請及び電話による相談をお願いします。

**Q 4月1日以降、申請前に法人の合併または分割(分社化)・事業承継・相続があった場合、どのように申請すれば良いですか。**

→申請日までに法人の合併または分割(分社化)・事業承継・相続があった場合、申請日時点の事業者にて申請してください。また、申請期間中に法人の合併または分割(分社化)・事業承継がある場合、左記に関連する事業者全体で1回限りの申請が可能となります。申請前に関係者と調整の上、申請ください。

**Q 申請後もしくは交付決定通知受取後に、法人の合併または分割(分社化)・事業承継・相続があった場合、支援金は交付されますか。**

→「事業者情報等変更届(様式はHP掲載)」及び添付書類(事業の譲渡譲受・合併・分割・相続の認可申請書等)を速やかに事務局まで提出いただくことで支援金の交付が可能となります。

(HP:[https://www.shokoren-nara.or.jp/?page\\_id=542](https://www.shokoren-nara.or.jp/?page_id=542))



**Q 申請後もしくは交付決定通知受取後に、法人化・申請者の社名・代表者名・本社住所・事業所の所在地等を変更した場合、支援金は交付されますか。**

→「事業者情報等変更届(様式はHP掲載)」及び添付書類(履歴事項全部証明書等)を速やかに事務局まで提出いただくことで支援金の交付が可能となります。

(HP:[https://www.shokoren-nara.or.jp/?page\\_id=542](https://www.shokoren-nara.or.jp/?page_id=542))



## ○対象者編

Q 「事業所」とは、どのようなものが該当しますか。

→「事業所」とは、本社、支社等の事務所、営業所、工場、店舗等をいい、それらのいずれかが下北山村・上北山村内に所在し、当該事業所において、事業活動が行われている必要があります。

Q 下北山村・上北山村外に事業所があり、奈良もしくは飛鳥ナンバーの登録車両を所有している場合、対象となりますか。

→対象者は、下北山村・上北山村に事業所がある事業者に限りますので、対象となりません。

Q 下北山村・上北山村内に事業所があり、他県もしくは飛鳥ナンバーの登録車両を所有している場合、対象となりますか。

→所有車両のうち、奈良ナンバーの車両のみ対象となります。

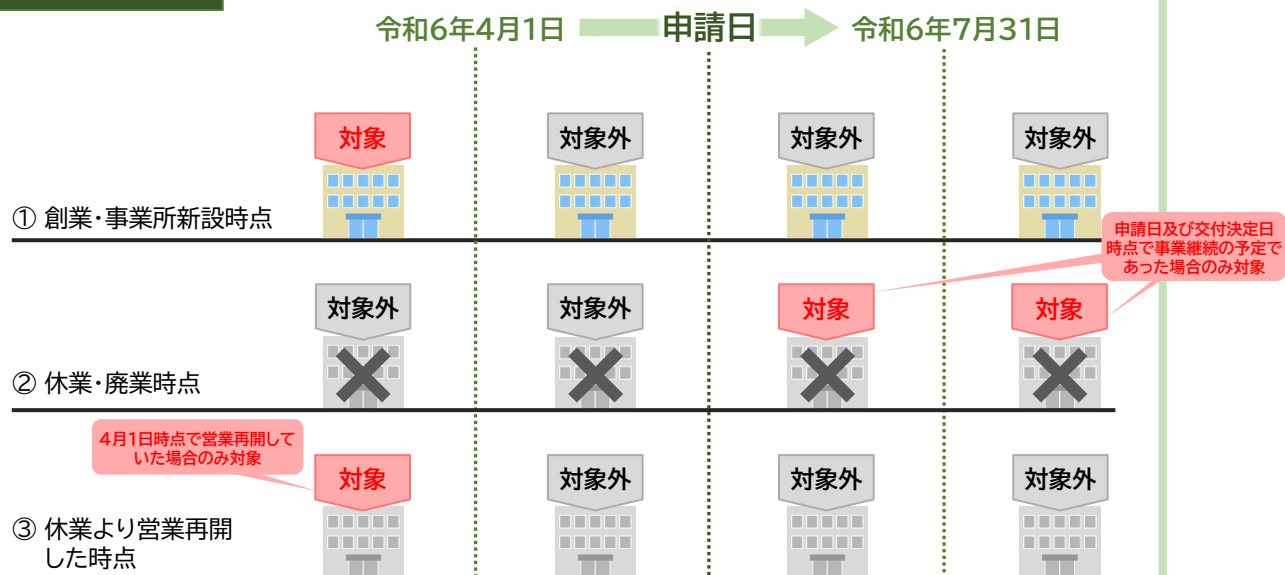
Q 本社が奈良県外の場合でも、対象となりますか。

→本社が奈良県外でも、下北山村・上北山村内に事業所がある場合は、対象となります。

Q 最近、創業・事業所の開設・休業・廃業を行いました。対象となりますか。

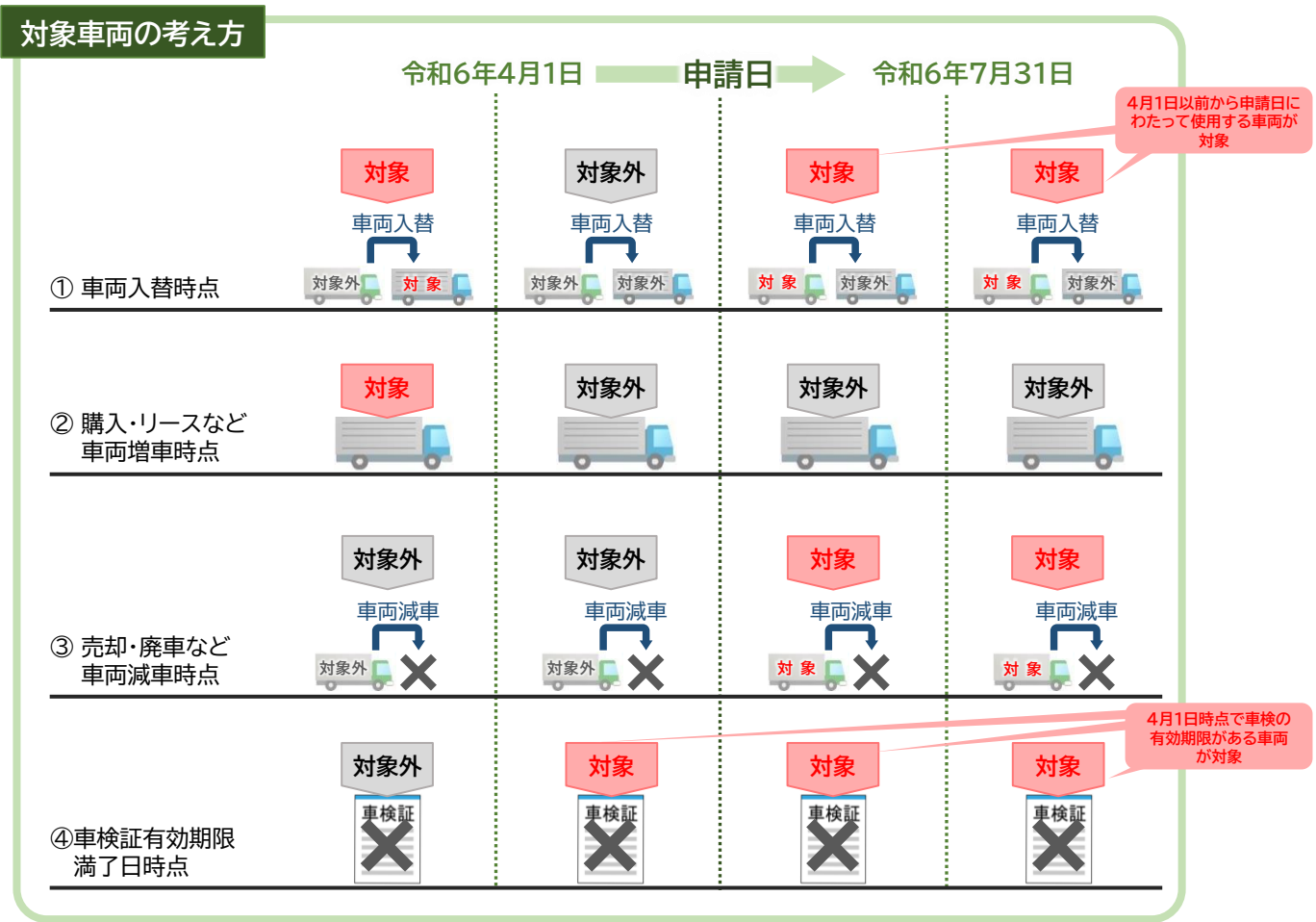
→事例によって、対象となる者と対象とならない者がございます。以下をご確認ください。

### 対象者の考え方



# ○対象車両編

- Q リース契約やローン契約している車両は対象となりますか。  
→所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者、使用の本拠地等の要件を満たし、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q 特種車両は対象となりますか。  
→特種車両であるかに関わらず、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q けん引車や霊柩車は対象となりますか。  
→けん引車や霊柩車であるかに関わらず、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。
- Q 小型特殊自動車や被けん引車は対象となりますか。  
→対象となりません。
- Q 最近、車両の増車・減車・入替を行いました。対象となりますか。  
→事例によって、対象となる場合と対象とならない場合がございます。以下をご確認ください。



## ○対象車両編

Q 事業のため及び生活のために使用する車両は対象となりますか。

→交付対象者が営む事業の用に供するために使用している車両であり、対象車両の要件を満たす場合は対象となります。

Q 事業を営む者が、生活や事業所への通勤のために使用する車両は対象となりますか。

→対象となりません。事業所において、事業活動を行うために使用される車両のみ対象です。

## ○申請書類・添付書類編

Q 申請書類・添付書類の印刷サイズに指定はありますか。

→原則、申請書類・添付書類は、全てA4サイズで統一してください。また、ファイルには綴じず、クリップ止めをしてください(ホッチキス止めは不可とします)。

Q 申請書兼請求書の「資本金」及び「従業員数」について、奈良県内以外に本社(事業拠点)がある場合、法人全体で記載すれば良いか、それとも奈良県内に該当する額・人数を記載すれば良いのか。

→法人全体の「資本金」及び「従業員数」を記載してください。

Q 添付書類の「通帳等の写し」の『等』とは、他に何を指しますか。

当座口座やインターネットバンキングであり通帳がない場合は、何を提出したら良いですか。

→『等』とは、以下の場合を想定しています。

当座口座及びインターネットバンキングで紙媒体の通帳がない場合は、申請者が発行する請求書や電子通帳(Web通帳)画面のコピー等、「金融機関名・支店名」「預金種類」「口座番号」「口座名義」「口座名義(フリガナ)」が確認できるものをご提出ください。

Q 自動車検査証の取得時等から、会社名称・代表者・所在地の変更がある場合、どのような手続きが必要ですか。

→添付書類に記載される会社名称・代表者・所在地が一致しない場合、法人の履歴事項全部証明書(申請日より3ヶ月以内に発行されたもの)の写し等、変更内容が確認できる書類を併せてご提出ください。

**Q 添付書類の「自動車検査証記録事項」とは、なんですか。紛失している場合、どうすればよいですか。**

→令和5年1月より、新たな車検証が発行されており、従来の車検証から大きさや様式が変更となっております。令和5年1月以降に車検証を取得している場合は、「自動車検査証記録事項」を添付ください。

なお、自動車検査証記録事項を紛失している場合は、以下HPよりダウンロードできる「車検証閲覧アプリ」で、車検証(令和5年1月以降発行)のICタグを読み取り、発行される「自動車検査証記録事項」を印刷の上添付ください。

(国土交通省HP:<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/user/>)



**Q 添付書類の「直近の確定申告書等の写し」の『等』とは、他に何を指しますか。紛失している場合、何を提出したらよいですか。**

→『等』とは、以下の場合を想定しています。

法人の場合は、「直近の確定申告書別表第一の写し(収受日付印押印のもの)」を、個人事業主の場合は、「直近の確定申告書第一表の写し(収受日付印押印のもの)」を添付ください。E-Taxによる申告で収受日付が確認できない場合は、上記直近の確定申告書の写し及び「受信通知」を添付ください。

なお、上記添付書類がない場合は、確定申告書の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」「(事業所得金額の記載のあるもの)」を添付することで代替することが可能です。「納税証明書(その2所得金額用)」もない場合は、添付する確定申告書類の年分の「課税証明書」又は「非課税証明書」を添付することで代用することが可能です。上記の納税証明書等に加え、直近の確定申告書別表第一(第一表)の控えをご提出ください。

※マイナンバー(個人番号)は黒塗りして読み取れないようにしてください。

※決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届を提出してください。

※開業してから決算期を1回以上迎えている場合、所得額に関わらず確定申告書を提出ください。

## ○その他

**Q 支援金の振り込みはいつですか。**

→審査を通過した事業者より、順次支払いを行います。振り込み時期の見込みについては、交付決定通知の際に、お知らせします。なお、令和6年8月30日までに全交付決定者に対しての支払いが完了する予定です。